

原議保存期間	30年(平成56年3月31日まで)
有効期間	一種

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長

警察庁丙規発第22号  
平成26年5月26日  
警察庁交通局長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の制定及び施行について(通達)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(平成26年内閣府令・国土交通省令第4号。以下「改正命令」という。別添参照。)が、本日、公布され、本年9月1日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、改正命令が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

### 1 環状交差点に係る規定の整備

#### (1) 趣旨

今般、環状の交差点が有する効用やその交通実態等を踏まえ、道路交通法の一部を改正する法律(平成25年法律第43号。以下「改正法」という。)により、環状交差点の定義が定められるとともに、その交通方法に関する規定が整備されたところである(「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について」(平成26年3月14日付け警察庁丙交企発第42号、丙交指発第12号、丙交規発第9号、丙運発第14号)参照)。

このうち、改正法による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第4条第3項において、環状交差点とは、「車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であつて、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているもの」とされた。また、法第35条の2において、車両は、環状交差点において左折等するときは、できる限り環状交差点の側端に沿って徐行しなければならないこととされる一方、「道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して」徐行しなければならないこととされた。

そこで、改正命令により、環状の交差点における右回り通行の指定の交通規制を表示する道路標識及び環状交差点における通行すべき部分の指定の交通規制を表示する道路標示に係る規定を整備することとしたものである。

#### (2) 内容

ア 規制標識「環状の交差点における右回り通行(327の10)」について

車両の通行の用に供する部分が環状の交差点において、車両が右回りに通行すべきことを指定する規制標識として、「環状の交差点における右回り通行（327の10）」を新設するとともに、その設置場所を、車両が右回りに通行すべきことを指定する環状の交差点の手前の必要な地点における左側の路端とすることとした（改正命令による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号。以下「命令」という。）第4条第2項、別表第一及び別表第二）。

イ 規制標示「環状交差点における左折等の方法（111の2）」について

車両が環状交差点において左折若しくは右折し、又は直進若しくは転回するときに通行すべき部分を指定する規制標示として、「環状交差点における左折等の方法（111の2）」を新設するとともに、その設置場所を、車両が環状交差点において左折若しくは右折し、又は直進若しくは転回するときに通行すべき部分を指定する環状交差点又はその直近の必要な地点とすることとした（命令別表第五及び別表第六）。

(3) 留意事項

ア 規制標識「環状の交差点における右回り通行（327の10）」及び規制標示「環状交差点における左折等の方法（111の2）」は、改正命令により新たに規定されたものであることを踏まえ、環状交差点における交通方法と併せて、関係機関・団体と連携した積極的な広報啓発活動を推進し、その内容について周知徹底を図ること。

イ 規制標示「環状交差点における左折等の方法（111の2）」は、環状交差点に必ず設置しなければならないものではなく、法に規定された交通方法に従わせることが交通の安全と円滑を害すると認められる場合に、それ以外の通行すべき道路の部分を指定するために設置するものであることに留意すること。

2 車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車に係る規定の整備

(1) 趣旨

車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車について、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第2条の表備考の規定により、二輪の自動車とみなされ、かつ、大型自動二輪車又は普通自動二輪車に区分されるものについては、これまでのとおり「二輪の自動車」に含まれることを明確化したものである。（命令別表第一及び別表第二備考一の（六））。

(2) 留意事項

今回の改正の趣旨を踏まえ、府令第2条の表の大型自動二輪車又は普通自動二輪車に区分される三輪の自動車については、二輪の自動車に対する通行の禁止等

の交通規制に従わなければならないことなどを改めて周知徹底すること。

3 施行期日

平成26年9月1日から施行する。

添付資料～省略